

○湖周行政事務組合に岡谷市の条例を準用する条例

平成 23 年 9 月 1 日

条例第 7 号

条例で別に定める事項を除くほか、湖周行政事務組合が条例で定めるべきものについては、岡谷市の条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。